

# 26Q-pm219

裁判例が示す問診義務と薬剤師-5 判例が求める薬剤師の初回面談における問い掛けの仕方

○鈴木 政雄<sup>1</sup>, 秋本 義雄<sup>2</sup>, 鈴木 順子<sup>3</sup>, 喜来 望<sup>3</sup>, 福島 紀子<sup>4</sup>, 宮本 法子<sup>5</sup>, 海老沢 哲<sup>6</sup>(<sup>1</sup>いわき明星大薬,<sup>2</sup>東邦大薬,<sup>3</sup>北里大薬,<sup>4</sup>慶応大薬,<sup>5</sup>東京薬大薬,<sup>6</sup>薬ゼミトータルラーニング)

【目的】薬局の初回面談時に患者から得る情報は、アンケートや問診表に見られる患者の全般的情報が中心である。これでは患者に提供できる情報は、添付文書情報の域を出るのは難しい。一方、その時の患者の状態を把握し、得た情報は、より質の高い副作用情報の提供するにつながるものなる。本研究では、予防接種により起きた死亡事件における判例を基に、薬剤師がよりの確な情報を得るためには、初回の患者にどのような方法・内容とすべきかについて考察した。

【事件の概要】事件は1967年に起き、それは勧奨によるインフルエンザ予防接種を受け、翌日亡くなった1歳男児の親が訴えたものである。原審では敗訴した。しかし、最高裁では、死亡に至る副反応を予見できなかったのは、問診の仕方、内容など適切な問診が行われていなかったことによるものとし、高裁に差し戻した(最高裁、昭和51年9月30日第一小法廷判決、判例タイムズ340号100頁)。

【最高裁の判断】被質問者が「医学的な専門的知識を欠く一般人」であるので、質問内容や仕方について「単に概括的、抽象的に……異常の有無を質問するだけでは足りず」、「所定の症状、疾病、体質的素因の有無およびそれらを外部的に徴表する諸事由の有無を具体的に、かつ被質問者に的確に応答を可能ならしめるような適切な質問をする義務がある。」とした。

【薬剤師の初回面談時の方法と内容】判例で示された「的確に応答を可能ならしめるような適切な質問」とは、概括的患者情報から推察される患者の疾病について認識度合いや薬識などを確認しながら、患者に合わせた言葉を使い、過去の記憶や現在の症状を思い出せるように例を挙げ、より具体的な質問を会話だけでなく、必要に応じ小道具などを用い、掘り下げた情報の導出が必要である。